

インフルエンザによる登園停止について

めぐみの園保育園

インフルエンザに感染した場合は、感染拡大を防ぐために登園を停止するように定められています。学校保健法では、インフルエンザは、「発症後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過するまで」を出席停止期間としております。保育園においても学校に準じて対応しておりますことから、再登園するときは『治癒報告書』を提出して下さい。この報告書は、保護者の方に記入していただくもので、医療機関に記入してもらうものではありません。

治癒報告書

めぐみの園保育園園長 宛

クラス 組 園児氏名

インフルエンザは治癒しており、他に感染のおそれがないことを報告します。

記

1、 診断名 インフルエンザ A ・ B型 不明

2、 受診した医療機関名 及び 受診日

医療機関名 受診日 年 月 日

3、 治癒の根拠

発症した後5日経過 (日にちを記入して下さい)

発症日	発症後1日目	発症後2日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目
/	/	/	/	/	/

解熱日(平熱に下がった日)の後経過 (日にちを記入して下さい)

解熱日	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目
/	/	/	/

4、 登園可能日 年 月 日

年 月 日

保護者氏名

印